

由布市みらいふるさと寄附金返礼品選定基準（現行）

※プロポーザル用参考資料のため、返礼割合等一部の規定を省略しています。

（目的）

第1条 この基準は、みらいふるさと寄附金（ふるさと納税）制度を活用した、寄附者へのお礼品として贈呈する品物やサービス（以下「返礼品」という。）を選定する基準を定めるものである。

（返礼品）

第2条 返礼品は、以下の要件をすべて満たさなければならないものとする。ただし、これらの外、令和元年6月1日施行のふるさと納税に係る地方税法関連法令（以下、『ふるさと納税に関する国定基準』という。）に定める要件は、必ず充足しなければならない。

《共通条件》

- （1）本市の魅力を発信することができるものや本市のPRに繋がる要素を持ったものであること。
- （2）市内で生産・製造・加工又はサービス提供がされているもの、原材料の主要な部分が市内で生産されているものその他ふるさと納税に関する国定基準のうち、平成31年総務省告示第179号に定める要件に該当するもののいずれかに該当していること。
- （3）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（期間限定及び数量限定も含む）
- （4）電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品等の資産性の高いものでないこと。
- （5）取りまとめ業者指定の宅配業者により配送が可能であること。
- （6）食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- （7）返礼品取扱い事業者が、由布市みらいふるさと寄附金協力事業者募集要領に定める基準に該当していること。

<個別条件>

次の商品等については、上記共通条件の他、次の条件を満たしていること。

◎飲食物

- （1）出荷後5日以上賞味期限が保障されるものであること。
- （2）商品情報（使用原材料等）を開示することができ、「食品衛生関係法令」の規格・基準内であることなど「食の安全・安心」が確保されていること。

◎サービス（利用券等）

- (1) 原則、有効期限が発行日から半年以上あること。
- (2) 原則、由布市内で利用できるものであること。
- (3) 金銭類似性の高いもの（プリペードカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等）でないこと。

(返礼割合と寄附金額の区分)

第3条 (省略) 寄附金額の区分は、10,000円を下限として、1,000円未満を切り上げとする。ただし送料等については市の負担とし、その他消費税や梱包等に係る経費は、返礼品の価格に含むものとする。ただし送料等については市の負担とし、その他消費税や梱包等に係る経費は、返礼品の価格に含むものとする。

(その他留意事項)

第4条 その他の留意事項については、次のとおりとする。

- (1) 返礼品は、庁内関係課で構成する由布市みらいふるさと寄附金推進検討委員会で検討され、市長の決裁を経て決定する。
- (2) 本基準第2条共通事項の(2)に掲げる協力事業者のうち、由布市に本社を有する協力事業者の提案を優先する場合がある。
- (3) ふるさと納税に関する国定基準の規定により、由布市の住民が由布市に寄附を行っても返礼品を贈ることができない。
- (4) みらいふるさと寄附金の募集に係り、ふるさと納税に関する国定基準に定める経費率(以下、『経費率』という。)算定の対象となる経費について、経費率基準が満たせない懸念がある場合は、市は、個別の送料等経費が高く、多量及び集中的に寄附を集めている返礼品について、寄附募集の制限を行う等所要の措置を講ずることができ

(雑則)

第5条 この基準に定めるもののほか、返礼品選定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成28年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年9月1日から施行する。